

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十二番わたなべ拓君。

〔二十二番 わたなべ 拓君登壇〕

○二十二番（わたなべ 拓君） 自由民主党所属太白区選出のわたなべ拓でございます。議長のお許しを頂きましたので、以下、大綱五点につき一般質問を実施いたします。

仙台市太白秋保地区で、我が国最大級の太陽光パネル工場建設が取り沙汰されています。本件計画地は、太白区秋保地区から一部青葉区作並地区に係る六百ヘクタールに及ぶ広大な山林で大規模な森林開発が懸念されます。同計画地を仙台市中心部にプロットしてみますと、（パネルを示す）御覧のとおり、JR仙台駅を中心に、楽天モバイルパークから東北大学病院までの仙台市中心街のほとんど全域がカバーされるなど、その面積がいかに広大かが分かります。本件の事業者であるCES合同会社の説明会資料によれば、計画地に蓄電池及び太陽光パネル工場、工場で利用する電力を賄うためのメガソーラーの建設を計画しているとありますが、CES側からは、仙台市、宮城県に対し何らの相談もなく、地域住民の不安の声は高まる一方であります。五月二十九日に秋保市民センターで開催された反対派の住民説明会に参加し、六月十三日には、「秋保作並里山の未来を考える会」の仙台市に対する意見書提出に同行しました。本件の開発予定地の全域が市街化調整区域に該当しており、今月初旬に仙台市開発調整課の御教示のもと、市街化調整区域に係る基準の各基準を具体的に検討してみました。本件計画地は大規模に森林を開発して工場を建設することは不可能な土地であることが明らかになりました。つまり、CES合同会社は、実現不可能である工場建設をうたい、地権者から土地を買い集めているものと思われるのですが、このような再生可能エネルギーに係る計画について、県としてどのように受け止めるのか、伺います。

本案件では、現状で工場建設は不可能だとして、メガソーラーの建設は可能なのでしょうか。六百ヘクタールを前提とすると、国の環境アセス法の対象となるとして、その要件をクリアすればメガソーラー設置は可能であります。県としては、林地開発の許可を通じて規制することは可能ですが、開発の内容が許可基準を満たしていれば、幾ら大規模な森林開発でも許可せざるを得ません。そこで、最後のとりでとなるのが、本年四月施行の再生可能エネルギー地域共生促進税条例ですが、現行の課税額がどれほどの

インパクトをもたらすかについては、事業ごとの収益モデル次第であり、一般化は困難であることを大前提として、税額につきシミュレーションしてみました。当該開発予定地六百ヘクタールに、仮に四百八十メガワットの太陽光発電施設を設置し、税率を最も安い六百二十円とすると、課税額は三億円と出ます。一方、収益については、仮に設備利用率を平均的な一五%とし、売電単価を十円とすると、年間六十三億円ほどの収益となります。もつとも、六百ヘクタールとなると、初期設備投資が一千億円単位となり得るため、年間六十三億円ほどの収益があるとしても、初期投資回収の圧力が高いとすれば、三億円の課税額が事業判断に一定の抑止的効果を及ぼす可能性は残ります。その上で、今回の件から心配されるのは、本条例が十分に森林開発の抑制効果を持つのかであります。本条例の狙いは、再生可能エネルギーの導入と森林開発抑制の両立の観点から、〇・五ヘクタールを超える森林開発に営業利益の二〇%程度に相当する税を課すことで、森林開発を抑制し適地へ誘導することにあつたはずであります。ところが、本件の事業者は、本条例の存在にもかかわらず、六百ヘクタールもの森林開発を伴うメガソーラー設置に向けた取引を粛々と進めていることから、本条例による大規模森林開発抑制効果の限界に、早くも向き合わねばならないタイミングを迎えてしまったのかもしれない。現行の税率では、森林開発抑制効果が不十分なのであれば、三年から五年の見直し期間を待つまでもなく、例えば県の当初案で上限としていた三〇%へと、税額の上乗せを検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

仮に、大規模な森林開発を伴うメガソーラー設置の抑制をより重視すべきとして、一方で本県において太陽光発電を促進すべき適地はどれほど確保できているのか。みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略において、屋根や放棄地など未利用地活用がうたわれていますが、二〇三〇年目標値に対し、現状の実績と二〇三〇年の達成見込みについて伺います。

国において、太陽光パネルの再利用の義務化が議論されています。改正再エネ特措法に基づき、FIT・FIP制度導入から十年経過後から、太陽光発電設備の廃棄費用の積立てを要するとされていますが、積立て開始以前に意図的に破産するなどして義務を免れ、メガソーラーを放置される可能性も残ります。メガソーラー放置のリスクに対応するため、県として、メガソーラーに限り、設置当初から廃棄費用の積立てを義務化する

る余地はないのか、当局の所見を求めます。

宿泊税については、宿泊事業者の団体から一致して反対を受け、仙台市との調整も難航するなど、県の根回しの不足が響いています。そもそも、なぜ宿泊事業者の利益にまかなうはずの宿泊税提案が全く歓迎されないのでしょうか。県の宿泊税の提案に対する宿泊事業者や宿泊者、ひいては仙台市による反発や納得感のなさは、これまでの県の観光施策に対する厳しい評価のあらわれではないでしょうか。県の提示する観光振興策が県の意向ありきで、宿泊事業者が求める内容になっていない可能性があるものと危惧します。そこで、まずは県として宿泊事業者に需要調査すべきと考えますが、いかがでしょうか。

その上で、税源の規模を直視し、「あれも、これも」はやめて、広域自治体として真に県が担うべき役割を大胆に絞り、市町村との役割分担を明確にすることで、選択と集中による効果的な施策の実施を心がけるべきと考えますが、当局の所見を伺います。

また、税額について、宮城県の観光の実情に鑑みると、特に出張などで利用するビジネスホテルが多い数千円台の宿泊価格帯においても、一律三百円を求めることに、宿泊客、宿泊事業者の納得が得られるのか危惧するものであります。そこで、先行自治体の課税額を参考に、例えば全県一律二百円、仙台市内においては五十円を県で収受する案も検討に含めるべきと考えますが、当局の所見を求めます。

県は、宿泊税の提案理由に、インバウンド促進を挙げていますが、そうであれば、なぜ外国人観光客を対象として徴収しないのでしょうか。大阪府では、インドネシア共和国バリ島における外国人観光客徴収金を参考に、観光資源の保護などを目的に、外国人観光客向け徴収金の可否を検討中であります。外国人観光客の受入れ環境整備、自然・文化遺産の維持管理のためのコストであるとしつかり伝えれば、外国人観光客にも理解は得られると思います。また、円安のメリットや彼我の収入格差拡大による経済力増大により、外国人向けの宿泊税についても経済的に許容される余地があると考えます。本県でも、外国人観光客向けの徴収金を検討すべきと考えますが、当局の所見を求めます。

昨年七月に村井知事がインドネシア共和国労働省との間で、外国人材の送り出し受入れ推進に関する覚書を締結して一年余りになります。急速に進む少子高齢化により、

あらゆる分野で担い手不足が深刻化する中で、政府は本年四月より五年間にわたり、特定技能十六分野について、八十二万人の外国人労働者の受入れを閣議決定しました。本県としても、今年度から、インドネシア、ベトナム、台湾に現地サポート拠点を設け、外国人材の募集ルート開拓、県内企業とのマッチングを開始するなど、時宜を得た施策と評価するものであります。インドネシア特命全権大使周辺によりますと、インドネシアとしては、八十二万人に対して二〇から三〇%のシェアを取りたいとの意気込みの下、まずは大崎市に設置予定の日本語学校に、年間約一千人ほど送り込みたいとの意向も聞こえてきます。一方、大崎市に設置予定の日本語学校の一年から二年の長期課程の定員は六十人の予定であり、一か月から三か月の短期課程の受入れ規模は数十人程度と伺っています。いずれにしても、彼我の認識のギャップは極めて大きいものと危惧するものであります。想定する人材受入れルートや受入れ可能人数について、インドネシア側との認識のすり合わせを要すると考えますが、当局の所見を求めます。

なお、本県内の既存の日本語学校全十二校に目を向けますと、十二校の長期課程の総定員二千四百二人に対して、在籍者数は千八百五十九人、したがって、受入れ余地は五百四十三人分となります。大崎市の日本語学校の定員増加がすぐには難しい場合にも、既存の学校で受入れ可能な長期課程の定員が五百人分ほどあることは、前向きな材料と言えます。インドネシア人日本語学習者の受皿について、既存の日本語学校関係者とも早期に連携し、検討を開始する必要があると考えますが、当局の所見を伺います。

最新の第九期みやぎ高齢者元気プランの介護職需給推計によれば、本県における本年度の介護人材不足は九百一人、令和七年度以降、千三百五十二人、千八百二人、二十七人と不足数は漸次上がり続け、六年後の令和十二年には二千八百七十三人も介護人材不足が生じることが予想されます。中長期的に介護分野における日本人の新規就労者増加の見込みは立ち難いこと等に鑑みれば、インドネシア人介護人材確保の要請は大きいものと考えます。本県の「特定技能外国人受入支援事業」の実績と今後の見込みについて伺います。

インドネシア政府としては、在留資格「介護」のうち、いわゆる養成施設ルート、すなわち留学生として入国し、介護福祉士養成施設に二年以上勤めつつ、医療福祉系専門学校で学び、介護福祉士国家試験に合格し、資格を取得した上で業務に従事するコー

スに力を入れていきたいとの意向であります。本県内で活躍中のインドネシア人介護人材の内訳を見ると、令和五年実績で、即戦力として期待される特定技能一号は八十五人、技能実習の枠組みでは百十五人に対して教育コストがより割高となる、今、申し上げた養成施設ルートは六人にとどまっているのが現状であります。本県として、養成施設ルートとのインドネシア人介護人材養成へ向けた取組の方向性と、インドネシア人学生の受皿となる医療福祉系専門学校と実習を兼ねたアルバイト先の介護施設の支援について伺います。

先月末にCare TEX仙台<sup>24</sup>を視察しましたが、いわゆるケアテックの進展に目をみはりました。例えば、酒井医療株式会社のアシスタントの導入により、シャワーの導入により、シャワーポッドなどを簡単に体験してみました。介護者の介護負担の大幅軽減、大胆な省力化が実感できました。業務の見直しやケアテックの思い切った導入により、介護事業の合理化・生産性向上を支援すべきと考えますが、本県における介護ロボット・ICT導入支援の実績と、これらにより何人分相当の省力化に貢献できたのか、伺います。

インドネシアのバリ島独立の父、三浦襄は宮城県出身者です。六月十二日に仙台市青葉区在住の三浦襄のお孫さんはじめ御親族にお話を伺いました。インドネシアが親日国である背景には、三浦襄をはじめとする先人が、インドネシア独立のため貴い命をさげられた歴史的事実があります。三浦襄は、戦前からバリ島現地に根差して、混血の孤児ら二十名ほどを引き取り、完全に私費で養う一方で、オランダの苛酷な植民地支配に甘んじるバリ島民に、民族独立の精神を鼓吹していましたが、敗戦に際してインドネシア人民の解放完遂に至らなかったことをわびて、キリスト教徒ながら、「自らのしかばねを越えて独立せよ」と自決されました。バリ島民は三浦襄が異民族の独立のために一つしかない命をささげられたことに深く打たれ、「バパ・バリ」の名を顕彰すべく、スルタンの墓の横に三浦の墓を設け、最近まで花が絶えなかったそうでもあります。三浦の死により、四地区に分断されていたバリ島民は歴史上初めて一つに団結し、対オランダ独立戦争を戦い抜いたのであります。なお、バリ島マルガラナ英雄墓地には、インドネシア独立戦争に協力して戦死した残留日本兵十一人の墓が含まれます。インドネシア全土では、実に一千人もの旧日本陸海軍将兵が自主的に残留し、四年間にわたりインド

ネシア独立戦争を指導し、実にその半数が戦死されたと言われます。インドネシア側の念頭には、こうした日本の先人の歴史的な貢献が当然にあるのであります。本県がインドネシア共和国との連携を深めていくべき時節に際して、知事には、両国の強固な関係の礎となられた三浦襄をはじめとする先人に敬意を表して、ぜひとも現地渡航の際には墓参していただきたいと強く望みますが、知事の所見を求めます。

本年は、日露戦争開戦から百二十周年にあたりますが、仙台市太白区大野田出身の功労者である梅澤道治陸軍中將を思い起こせる人は何人いるでしょうか。梅澤中將は元仙台藩士で十六歳の若さで額兵隊の下士官として五稜郭に籠城し、降伏後は苦学して大阪兵学寮に入校し、陸軍士官として西南戦争から日露戦争まで軍歴を重ねました。日露戦争の沙河会戦においては、年齢も装備も劣る予備部隊を神のような人徳と見事な指揮でまとめ上げ、ロシア軍大部隊の集中攻勢をはね返し、花の梅澤旅団と一世を風靡しました。もし梅澤中將がいなかったら、沙河会戦に敗れた我が国に、その後の奉天会戦の機会はなく、大陸における日本軍は壊滅し、我々はロシアの属国としてロシア語を話していたのかもしれない。ウクライナ戦争の厳しい現実を見るに、梅澤中將の尊さが再認識されます。本年は梅澤道治中將の没後百年に当たり、梅澤中將を顕彰する余地があると考えますが、知事の所見を求めます。

最後の台湾総督、安藤利吉陸軍大將が、仙台市宮町出身であることは知る人ぞ知る時代になりました。本年五月十六日に安藤大將の菩提寺林香院で、ハンガリーの自治体から贈られた名誉村民の顕彰状、同メダルが披露され、私も同席させていただきました。第一次大戦中から英国に駐在していた当時少佐だった安藤利吉は、第一次大戦後のチェコとハンガリーの国境画定委員として、敗戦国ハンガリーに寄り添い、公明正大な態度で一貫したことを徳として、トリアノン条約締結による国境画定百年を記念し、ハンガリーの恩人として、このたび顕彰されたものであります。軍人として平和構築のため四年間にわたり欧州に滞在し、諸国の委員と渡り合い、公正中立を貫き、中欧の国境画定に貢献した安藤利吉の事績について、県の教育において取り上げる余地があると考えますが、いかがでしょうか。

明治の私擬憲法、五日市憲法起草者として知られる千葉卓三郎は、戊辰戦争にも従軍した旧仙台藩士でしたが、明治以降は現在の東京都あきる野市に活躍の場を得ました。

本年四月にあきる野市を視察した際には、千葉卓三郎が教育現場、図書館、資料館などにおいて、多岐に顕彰され続けていることに感銘を受けると同時に、本県の姿勢にそれとは対照的なものを感じたのも事実であります。このたび千葉卓三郎の墓じまいにより、関係の標柱の取扱いが宙に浮いてしまったことが地元紙に報道されました。六月十九日に、菩提寺の資福寺住職に話を伺いましたが、歴史観の大変しつかりした方で、標柱を境内の萬霊塔の横に大切に保管していました。本年は、自由民権運動の端緒となった、明治七年の民選議院設立の建白から百五十年の節目に当たります。本県として、立憲主義、民主主義の先駆者たる千葉卓三郎ゆかりの標柱を適切に管理・展示すべきと考えますが、当局の所見を伺います。

以上に取上げた先人は、宮城が輩出した偉大な先人たちです。それにもかかわらず、このうちの一人として、「みやぎの先人集」には掲載がありません。これらの先人を、これからの宮城県の後進の多くが知らないでいることは、先人に対して誠に申し訳なくいたたまれません。また、これからの若者たちにこそ、こうした普遍的な人間像に触れ、人格を形成していつてほしいと強く願いますが、当局の所見を求めます。

県立病院機構と日本赤十字社のそれぞれが、新病院を運営した場合の財政負担のシミュレーション結果について公表を求めていますでしたが、このたび、当局より日本経営による検討報告書を公表していただきました。公表それ自体は一定の前進と歓迎しますが、残念だったのは、仙台赤十字病院に関する財務情報が真っ黒に墨塗りの状態であり、シミュレーションの前提となる数値が全く不明ということであります。三千十三万円もの委託料をかけた調査結果について、試算の根拠を検証できないなどということが許されるのでしょうか。県として、日本赤十字社に対して非公開部分の情報につき公開を求めるときと考えますが、いかがでしょうか。

検討報告書の結論部分に当たる七ページ、「両パターンにおける財政負担の差」を見ますと、移行期のインシヤルコストはほぼ同額であるところ、ランニングコストについては、県立病院が運営の場合は、四百六十一億円とされるのに対し、日本赤十字社が運営の場合は、ゼロ円とされ、結局この差が日本赤十字社運営のほうが、県の財政負担額が少ないとされる決定的根拠とされています。まず、県立病院のランニングコスト四百六十一億円とは、公立病院として果たすべき政策医療のコストであり、その利益は現

に県民が享受しており、単純なコストではありません。また、県立病院と県の運営負担金の入っていない日赤の運営費とを単純比較すれば、県立病院のほうが県の財政負担が大きくなるのは理の当然であり、単純に県の負担の多寡を比較することには全く意味がありません。これでは、民営化が常に望ましいとの結論しか導き得ようはずがなく、いわゆるシミュレーションになっていません。県立病院機構、日本赤十字社のいずれの運営によるのが真に医療合理性・経済合理性にかなうのかを割り出すのが求められるシミュレーションであります。適正なシミュレーションをやり直すべきと考えますが、当局の所見を伺います。

三月六日に与党三会派所属の仙台市域選出議員により、知事に要望書を提出しました。政策医療についての需要聞き取りやシミュレーション実施などにつき申しましたが、再編にどのように反映されているのでしょうか。要望への対応状況につき伺います。

以上、壇上における質問といたします。御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） わたなべ拓議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、秋保太陽光パネル工場・メガソーラー計画についての御質問のうち、県の受け止めについてのお尋ねにお答えいたします。

秋保地区の計画につきましては、事業者から県への相談などはなく、具体的な事業計画は承知しておりません。報道にあるように、市街化調整区域で立地ができる施設は限定されており、太陽光パネルや蓄電池の製造工場は開発許可の対象となっております。限が、六百ヘクタールの広大な計画であれば、大規模な森林開発を伴うことになり、環境に大きな影響を及ぼす懸念があります。地域住民の皆様から不安の声が上がっており、事業者にはしっかりと地域に向き合っていたいただきたいと思います。

次に、大綱三点目、外国人介護人材等についての御質問のうち、インドネシア人材の受入れルートや人数に関する認識のすり合わせについてのお尋ねにお答えいたします。私が先日、ヘリ・インドネシア大使とお会いした際には、特定技能を中心に多数の

優秀なインドネシア人を県に送り込むので、ぜひ県としても、日本語教育の充実に努めてほしいとの要望を承ったところであります。特定技能については、一定程度の日本語能力を備えて来日するため、全員が日本語を別途学習する必要はないものと考えておりますが、受入れ企業によっては、外国人材に対して、現在保持しているレベル以上の日本語能力を求める企業もあると承知しております。大崎市が設置予定の日本語学校において、一か月から三か月の短期課程での受入れも可能であります。御指摘のとおり、その定員には限りがありますので、今後、具体的な人数や受入れルートについて、インドネシア労働省と設置をすることで合意したタスクフォースにおいて、県内の民間日本語学校での受入れも含め協議してまいります。

次に、大綱四項目、郷土先人顕彰についての御質問にお答えいたします。

初めに、先人の墓参についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、県内には千五百人のインドネシアの方々が生住しており、大学等への留学や県内の産業基盤を支える外国人材として活躍いただいております。このため、日頃の懸命な就労により、県産業を支えている県内の外国人材に対し感謝を伝え、宮城県への愛着を感じていただくため、毎年サンクスパーティーを開催し、私自ら出席しているところであります。このほか、気仙沼市のインドネシアフェスティバルや仙台市のインドネシア文化祭りの開催など、インドネシアの方々との交流が活発に行われているところであり、こうした交流の広がりには、我が県出身の先人の長きにわたる貢献があったからこそ実現しているものと認識しております。今回の訪問では、二泊四日の日程で、二日間フェア開催をはじめ、政府関係機関への訪問など、非常にタイトなスケジュールのため、御提案のありました、先人の方々への墓参についてはかないませんが、先人たちの思いに敬意を表しながら、今後もインドネシアとの連携を深めてまいります。

次に、千葉卓三郎所縁の標柱についての御質問にお答えいたします。

千葉卓三郎氏は、栗原市志波姫出身の自由民権運動家で、五日市憲法の草案者として名を残された宮城ゆかりの偉人と承知しております。また、標柱につきましても、当時の元国会議員や仙台市長などが発起人となった、「仙台市千葉卓三郎記念碑建設委員会」により建立されたものと承知をしているところであります。県といたしましては、当時設置に関わられた皆様における話合いの状況等を注視してまいりたいと考えており

ます。

次に、大綱五点目、四病院再編についての御質問のうち、シミュレーション実施などの要望への対応状況についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の病院再編を進める上では、医療コンサルタントに委託し、仙台医療圏の現状や課題の分析と併せて、医療需要の予測などを行っているほか、仙台市との協議においても、各種データに基づき、仙台医療圏における政策医療への影響の検証などに取り組んでいるところであります。特に救急医療につきましては、各消防本部を訪問してヒアリングを行い、救急搬送件数に係るシミュレーションを実施したところであり、引き続き救急搬送時間に係るシミュレーションなどを行いながら、協議過程とともに検証結果や病院再編効果などを、可能な限りお示ししたいと考えております。また、現在、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に向けて、日本赤十字社、県立病院機構、宮城県のほか、東北大学を加えた四者で新病院の具体的な医療機能を検討しており、シミュレーションによる検証結果なども参考にしながら、政策医療の課題解決に向けて、新病院の機能を最大限発揮できるように、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、秋保太陽光パネル工場・メガソーラー計画についての御質問のうち、再生可能エネルギー地域共生促進税の税率上乘せを検討すべきとお尋ねにお答えいたします。

本税は、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生を目的に、今年四月から全国初の取組として施行しているものであります。その税率は、学識経験者等の議論の場で、導入の目的を達成するためには、年間営業利益の二〇%相当以上にすることが必要とされた一方、三〇%程度を超えると、過重な負担になりかねないとされ、県民及び事業者からの御意見や関係機関との調整を経て、最終的に現行の二〇%程度での実施に至った経緯がございます。条例施行後間もない現時点においては、状況が大きく変化したとは考えておりませんが、今回のケースの詳しい事業内容や動向などについて注視してまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、郷土先人顕彰についての御質問のうち、本県出身の日露戦争功労者への顕彰についてのお尋ねにお答えいたします。

社会の発展に尽力された我が県ゆかりの先人の優れた功績をたたえ、後世に伝えていくことは、地域の魅力の再発見と県民の郷土への愛着心の醸成につながるものであり、大切な取組であると認識しております。県といたしましては、これまでも県庁十八階の県政広報展示室や県が発行する記念誌など、機会を捉えて先人を紹介してきたところで、御提案のありました先人顕彰については、国や他の自治体の取組なども見ながら、今後の事務事業の参考にしたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱一点目、秋保太陽光パネル工場・メガソーラー計画についての御質問のうち、太陽光発電の二〇三〇年目標値に対する実績と達成見込みのお尋ねにお答えいたします。

みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略では、太陽光発電については、住宅・事業所や耕作放棄地などの未利用地を活用した自家消費型・地域共生型の設備導入を推進し、設備容量ベースで約三百三十五万六千ワットの導入を目指しております。実績については、直近の令和四年度までに、二百二十七万五千ワット、年度ごとに設定している目標値に対しては一〇二・七%となっており、このまま進めば二〇三〇年度目標を達成できる見込みです。しかしながら、適地の確保が困難となっているほか、資材価格高騰などの社会情勢の影響により、導入の伸びが鈍化し目標達成が難しくなることが懸念されるため、これまでの補助事業や共同購入事業による住宅・事業所への導入に加え、今後は、耕作放棄地など未利用地の活用に向けた施策を講じていくことが必要と考えております。県といたしましては、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再エネ導入の拡大に向けて、適地の状況把握に努めていくとともに、住宅の屋根や事業所等の敷地内への導入支援や、県有未利用地と県内の需要家とのマッチングに注力し、二〇三〇年度の目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、設置当初からの積立義務化についてのお尋ねにお答えいたします。

国では、使用済み太陽光パネルの引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向け、費用負担の在り方も含めて検討を進めているところであり、御指摘の廃棄費用積立ての義務化については、まずは国の動向を注視してまいります。なお、再生可能エネルギー地域共生促進税では、非課税要件の一つである、地域と共生する事業と認められるために必要な地域との合意形成の過程において、例えば設置当初から積立てすることなどを事業者とあらかじめ取決めておくことなども考えられます。県といたしましては、使用済み太陽光パネルの取扱いについて、今後とも適正な事業運営が行われるよう、事業者等への指導・啓発を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱三点目、外国人介護人材等についての御質問のうち、特定技能外国人受入支援事業の実績と今後の見込みについてのお尋ねにお答えいたします。

外国人介護人材の受入れについては、県内の介護人材不足の拡大が見込まれる中、介護サービスの提供体制を維持する上で必要不可欠なものと認識しております。県では、主に外国人を受入れたことのない高齢者施設を対象に、外国現地における求人や面接などの受入れ支援を行っており、昨年度の事業実績については、十一施設に二十一名の特定技能外国人が雇用されているところです。今年度については、既に二十七施設からの受入れ希望があり、四十名の方が雇用される見込みとなっております。県といたしましては、入国前から就労後の各段階に応じたきめ細かな施策を展開し、外国人介護人材の受入れ拡大に向けた取組をより一層推進してまいります。

次に、介護人材養成に向けた取組の方向性及び医療福祉系専門学校と介護施設への支援についての御質問にお答えいたします。

介護福祉士養成校については、国家資格である介護福祉士を養成する重要な役割を担っており、近年、インドネシアをはじめとする留学生が増加傾向にあると認識しております。そのため県では、これまで養成施設ルートへの支援策として、養成校へ通う留学生の修学資金の貸付けや、留学生に奨学金を支給する高齢者施設への補助を行っている

ところです。今後もこれらの取組に加え、日本語・介護技術学習無料講座を開講し、語学力の向上や資格取得に向けた支援を行い、留学生の県内施設への定着を図ってまいります。

次に、我が県における介護ロボット・ICT導入支援の実績と省力化の効果についての御質問にお答えいたします。

介護人材の確保・定着を推進するためには、介護事業所における業務改善や生産性向上を図り、職員の負担を軽減していくことが大変重要であると認識しております。そのため県では、平成二十九年度から令和五年度まで、県内の介護事業所延べ三百六十事業所に対しまして、介護ロボットやICT機器等の導入に係る支援を行ってきたところです。省力化の効果については、昨年度導入した事業所で行った調査結果によると、約七割の事業所において業務時間の短縮につながり、職員一人当たりでは、一日最大百五十五分の時間短縮が図られたとの結果も得られております。県といたしましては、事業効果の検証に努めながら、今後もアドバイザーを派遣するなど、介護事業所の業務改善や生産性向上に係る取組を一層推進し、介護職員の負担軽減に向け支援してまいります。

次に、大綱五点目、四病院再編についての御質問のうち、仙台赤十字病院の財務情報 の公開を求めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

昨年度の委託業務報告書に関して、今回不開示とさせていただいた情報については、日本赤十字社の経営に関わる情報であり、公開することで当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、県の情報公開条例の規定に基づき対応したものであります。なお、日本赤十字社では、仙台赤十字病院をはじめ、運営している個別の病院の財務諸表を非公開としており、今回の資料調製においても、日本赤十字社に、事前に開示できる内容について確認をしております。

次に、財政負担に係るシミュレーションについての御質問にお答えいたします。

新病院の運営主体の検討に当たり、県では、昨年度の委託業務の中で、運営主体別に新病院の経常収支の試算や、開院後四十年間における県負担額の比較などを行ったほか、日本赤十字社側においても、新病院の将来的な経営収支シミュレーションを実施し、県の財政負担のみならず、様々な観点から検討を行っております。また、新病院では、救急医療や周産期医療、がん医療などの各政策医療を総合的に運営できる能力が求めら

れますが、専門病院を運営している県立病院機構と比較して、日本赤十字社は、地域医療を担う基幹病院を全国各地で運営し、十分なノウハウを有していることも大きな判断材料の一つであります。このように、医療合理性・経済合理性の観点から総合的に検討した結果、日本赤十字社が運営主体となることで合意したものであります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、宿泊税についての御質問のうち、宿泊事業者への需要調査と効果的な施策の実施についてのお尋ねにお答えいたします。

宿泊税の検討に当たっては、宿泊事業者が税導入の効果を実感いただける施策とすることが大変重要であることから、宿泊事業者への個別訪問やみやぎ観光振興会議での意見を踏まえ、宿泊事業者との意見交換会における議論のたたき台として、御指摘の宿泊税充当施策イメージを取りまとめました。現在、県では、県内各地域でこの案を示しながら、宿泊事業者の皆様と意見交換を行い、宿泊事業者のニーズを丁寧に伺っているところでございます。今後、最終的な施策の取りまとめに当たっては、御指摘のとおり、県と市町村との役割分担を明確にすることで、選択と集中による効果的な施策の実施を心がけてまいります。

次に、税率についての御質問にお答えいたします。

令和二年二月に条例案を提出した際には、観光予算全体の規模を約三十七億円、そのうち宿泊税の充当が必要となる事業を約二十三億円と見込み、宿泊者数や課税免除等を勘案して税率三百円としたものです。現在、宿泊税の充当施策を検討するに当たっては、御指摘のとおり、選択と集中を行うものの、現在、意見交換などにおいて、廃屋撤去などといった景観保全など、新たな課題に対応する施策が求められているところであり、想定される事業費を約二十三億円程度として、一律三百円の税率で仙台市と協議してまいります。

次に、外国人観光客を対象とした徴収金についての御質問にお答えいたします。

御提案のありました外国人観光客を対象とした徴収金については、大阪府において、有識者会議を設置し検討を進めているもので、外国人観光客を対象に、一人百円から三

百円程度徴収し、オーバーツーリズム対策の財源に充てることを想定しているものと承知しております。この有識者会議では、「税制度において外国人とそうでない人を区別して異なる扱いをしている例はない」といった意見や、「外国人のみに生じる問題や行政需要など、正当な根拠が重要」といった意見などがあつたことから、大阪府では、海外の事例調査を実施し検討を進めると伺っております。県といたしましては、外国人観光客を対象とした徴収金につきましては、大阪府の検討の推移を見守ってまいります。次に、大綱三点目、外国人介護人材等についての御質問のうち、既存の日本語学校との受入れに係る連携についてのお尋ねにお答えいたします。

先ほど知事から答弁申し上げたとおり、大崎市が設置予定の日本語学校において、一か月から三か月の短期課程での受入れも可能ではありますが、その定員には限りがあるため、今後、具体的な人数や受入れルートについて、インドネシア労働省と設置をすることで合意したタスクフォースにおいて、県内の民間日本語学校での受入れも含め協議してまいります。その際、現在留学生を受け入れている県内十二の民間日本語学校に御協力いただくことは、即効性のある取組であると考えており、御指摘のとおり、早期に連携し検討を開始してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱四点目、郷土先人顕彰についての御質問のうち、安藤利吉の事績に関して、県の教育で取り上げる余地についてのお尋ねにお答えいたします。

多くの県民にその功績が知られていないものの、様々な分野で活躍されてきた、我が県にゆかりのある多くの先人による、たゆまぬ努力を礎として、今の宮城の姿があるものと認識しております。御紹介のありました安藤利吉氏に関しては、今月十九日の地元紙に掲載されたことで、その足跡を知った県民も少なくないものと思います。第一次世界大戦後のハンガリーにおいて、公正中立に国境画定に寄与貢献されたことから、今回の受賞を機に、改めてハンガリーの方々から強い感謝の気持ちが生かされたものと承知しております。県教育委員会としましては、世界の発展のために貢献した、我が県に

ゆかりのある人物を紹介できる機会を設けることは重要であると考えており、県の施設で取り上げるなど、県民や児童生徒が学ぶことができる方策について、関係部局と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、取上げた先人を多くの県民に知ってもらってはどうかとの御質問にお答えいたします。

児童生徒のみならず、多くの県民にとって、様々な分野で活躍した、ふるさと宮城にゆかりのある人物の足跡に触れることは、大変重要であると認識しております。県教育委員会としましては、先人の業績等を多くの県民に知っていたくという観点から、児童生徒が一人一台端末を活用し、探求的に学ぶことができるような資料にすることも含め、内容や提示の仕方等について、関係部局と調整を図りながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） るる御答弁頂きました。前向きな答弁も幾つか頂いたと思っております。知事、今度インドネシアに行かれるそうですが非常に短期な、タイトなスケジュールということで、それは理解しましたけれども、これから累次にわたってインドネシア関係者とお会いになるということで、先方としても、自治体と覚書を取り交わした最初の例に当たるということで、大変な思い入れがあるわけですね。ですからこういう場合にやはり三浦襄をはじめとする先人の名前を出していただくことによつて、今さえ、金さえとかですね、そういう今の時限だけじゃなくて、やっぱりこの歴史的な重層的な関係が我々の間にあるんだという、こういう空気を醸成していただきたいと思っております。これについていかがお考えですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 重要な御指摘だというふうに思います。今回、さすがにバリ島まで足を運ぶわけにいかないのが、難しいんですが、バリのほうに行くような機会がございましたら、私自ら、県民を代表して墓参するということもあってもいいかなというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 真摯な御答弁ありがとうございます。次に、幾つか、いい御答弁頂きましたけれども、まずは、秋保のメガソーラーの件、今回新条例、促進税条例の、早くも限界が疑われかねないような事態になっていると。せっかくこの四月に促進税条例、我が県で設けたにもかかわらず、事業者が粛々と土地の買占めを進めているようだということから、これ大規模森林開発の抑制効果、早くも限界について考えざるを得ないようなところに来たかもしれないと。答弁では、県は当初の三〇%上限に考えていたんだけど二〇%に落ち着いたんだと、含みを残した答弁だったかなと思います。本質的には、税額の多寡ではなくて、いずれにせよ税額を高くしても、間接的な作用をもたらすにとどまるので、やはり本質的には大規模森林開発を抑制していくということを考えますと、条例じゃなくて法律の問題として、法律に森林開発の上限を設けていただくことを考えてもいいのではないかと。これ知事会として、知事から国に提言する余地があると考えますがどうですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 全国知事会におきましては、事業者に対して国が責任を持って指導することなど、既に要望しております。一方で森林を開発した再生可能エネルギー施設の設置につきましては、各自治体において条例やガイドラインにより対応しているため、更なる要望につきましては、各都道府県の意向も踏まえて考える必要があるだろうと思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 御検討いただける余地があるということでしたが、先ほどすばらしい答弁も頂きました。この促進税条例の地域と共生する事業として認められる、その前提として、処理をする際に、地域の住民の意向を取り入れて、あらかじめ処理費用を積立しておくということ、合意の前提にするということもありうるという答弁を頂きました。大変すばらしいんじゃないかと思うんですね。つまり法の穴を、この促進税条例によって、あらかじめ塞ぐ機能を持っているとも解されるんですが、そういう理解でよろしいですか、伺います。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 今回の再生可能エネルギー地域共生促進税につきま

しては、もともと大規模開発を避けて、地域と共生をするというような再生可能エネルギーを導入をしていこうということで、我々としては考えてきたところでございます。そういった中で、今回の、税の非課税の要件の一つとして、地域との合意形成を得られた、そういった事業については、認定したものについては、非課税とするというような形になります。その認定の中に、当然ながら地域との合意形成を行うということになりますので、その中に、事前に事業者の方々と話し合いをして、ぜひ、当初の時点からそういった積立てをして、廃棄に至るまできちんと対応するというのを、初めから合意をするという形で、地域と共生をしていくというような形で求められるのであれば、それは十分にあり得るものではないかと考えているところでございます。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 大変すばらしい御答弁ありがとうございます。今、メガソーラーの破綻が全国で相次いでいて、帝国データバンクによりますと、ここ数年八十件前後で推移しているんですが、これ、破綻してしまいますと、破産管財人によって資産全部、配当されてしまいますので、その後始末、原状回復については、ほとんど余力がないと、すなわち結論としては、メガソーラーが放置されてしまうという事態が、これから未来にかけて多数起りかねないと憂慮しています。そこにおいて、我が県の促進税条例ですね、歯止めとして効く可能性をお示しいただいたわけです。これ非常に重要なことだったかなと思います。言わば法の穴を埋めることができるということを示したと思っております。

さて次に、インドネシアの介護人材のお話、大崎市で受入れの余地、いろいろお示しいただきましたけれども、既存の日本語学校では五百人ほどの定員の余地があることも、答弁で明らかにしました。また、いろいろ答弁頂いたんですが、一番大きなギャップ、認識のギャップは、医療福祉系専門学校の受入れ余地が極めて小さいということではないかと思えます。調べますと、定員上は百名ほどあるようですね、仙台市内に四専門学校あるんですけども、そのうち外国人の受入れ実績に絞ると正直ベース二十人ほどかもしれない。せつかく五百人余りの——そもそも一千人単位でというお話なんですが、我がほうに日本語学校の余地五百人ほど定員があるとしても、その次の段階、医療福祉系専門学校の受入れ余地が二十人だとすると、その残余については、せつかく宮城

県に来ていながら、他県に流出してしまう可能性があるわけですよ。ですからこの医療福祉系の専門学校の定員増加を重点的に手当てしないといけないと思いますが、タスクフォースで早速御検討いただきたいと思えますけれども、その点について伺います。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 御指摘のとおり、県内の養成校ですけれども、少子化の影響を受けて、そもそも定員割れのような現状にある中で、やはり留学生を含めた学生の確保、受入れていただきたいと思っておりますが、一方で、現実問題として留学生を受入れると、日本人と一緒にカリキュラムを受講するというような、講義内容の理解促進に向けた取組が必要になってくるので、講義時間外のフォローアップとか、様々なきめ細かな対応が求められてくるといったところが、どうも思うようにそういった受入れが進んでいない現状にあるといったことの要因になっているところでございます。県としましては、そういったところをきめ細かに、ヒアリングを重ねながら、インドネシア御当局とも定期的な意見交換を重ねまして、こういった養成校に対しまして留学生の受入れについて、こういった形でもって施策的な効果等も含めて、対応できるかについて検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 次に、宿泊税について伺いたいと思います。

中島源陽議員の質問で、理解してくれと求めることも分かるけれども、それ以前にまず理解する心が必要だと、そうでないと共感と納得を得られるものではないという御指摘がありました。これ至言だなと私は思います。やはり知事も、強烈な使命感があるってのことだとは思いますが、やっぱり、知事、結論ありきじゃなくて、誠心誠意耳を傾けていただいて、自説の異なる人の意見もしっかりと酌み取り、両立の観点を見いだしていただきたいと思うんですよ。先日も指摘されましたが、本県で唯一の国民保養温泉地である、鳴子温泉郷なんです。伝統的な湯治の文化が根づいております。一週間単位の滞在が基本で療養泉の指定がされ、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行うために、大崎市民病院鳴子温泉分院が設置されて医師が常駐しているということですので、これ単なる観光や保養の場所ではないと、湯治は準医療行為として特別に保護する余地もあるのではないかとと思うんですが、湯治客について免税と

するなど、具体的に考える余地があるのではないですか、伺います。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 議員御指摘のとおり、それから以前より宿泊事業者の方からお声を頂いたとおり、例えば鳴子温泉の湯治客から、一週間以上滞在されて、そして心身ともにリラックスされておうちに帰るといような話を、切実に聞いておりますので、これにつきましては、免税点等含めまして、様々な歳出の施策等も絡ませながら、仙台市と協議しながら、何とかその声に応えていくように、我々としても鋭意調整してまいりたいと考えております。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 五河市憲法の千葉卓三郎、先ほど言及頂きましたけれども、この千葉卓三郎、仙台藩校、養賢堂で学ばれているんですね、すなわちこの議場の直下に養賢堂がありましたので、まさにここ千葉卓三郎のゆかりの地ということもできるわけです。この立憲主義や自由主義、民主主義の父とも言うべき千葉卓三郎の標柱なんです、こういった場合に、まさにふさわしいと思うんですが、本県の敷地内への設置や管理についても具体的に検討する余地はあると思うんですが、これいかがでしょうか。先ほど、ほかの自治体でありますとか、御要望聞いてなんて言っておりますけれども、県としての主体性が見えないですよ。本県において顕彰する余地がある先人だと思えますよ、どうですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 実は、こういったような——いっぱい来るんです。銅像とかです、ね、標柱とかです、ね、非常に難しいのは、誰が所有者なのかということ、やはり所有者が責任を持って、つくった関係者、それから当然継続して——今回の場合も、お寺だったでしょうか——そうですね。お寺のほうで所有されていたということでありまして、基本的には、大切なのはよく分かるんですが、なかなか管理がしづらくなって、だから、大切なものだから県がと言われても、なかなか簡単にいかないということも御理解いただきたいというふうに思います。千葉卓三郎さんという方の、本当にすばらしい功績だということは重々私も勉強させていただきましたけれども、そういった事情もこれありということでございます、まずは、設置に携われた皆様でしつかりとまず話

合いをしていただいて、どのようにすればいいのかということ、場所だけ貸してくれというのか、設置まで全部県でやってくれというのか、あるいは別の場所どこかいところ探してくれというのか、まずやっぱり、その関係者の方でよく話し合っていたきたいと、困ったから県でというのは、なかなか簡単にいかないということは御理解いただきたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 知事、ごもつとも那点もあるんですけど、私、あきる野市へ行ってきまして、教科書も、知事御覧になったかと思いますが、これ教科書にも必ず載っている偉人なんですよ。新憲法の文脈で必ず出てくる。こういった先人について、よそではむしろ活発に顕彰しているのだけでも、本拠地である宮城県ではこういう状況ですから、前向きに御検討いただければと思います。

最後に、四病院再編についてなんですが、以前はかたくなに、公表を拒んでおられました。今回、墨塗りではあれ公表していただいた、これは本論で申しましたが一定評価に値すると思います。ただですね、二百億円もの公費を投入して、そもそも県民の医療に資するのかどうか、政策医療をしっかりと守ってもらえるのかどうか、そういった点こそまさにシミュレーションで問われているのかなと思いきや、重要な数値については全くの墨塗り、これでは、そもそも、情報開示と言えないのではないのかなと思うんですよね。そもそも日赤としては、むしろ、これ進んで透明性高めて情報開示していくべきだと思われまますので、知事から直接要求されてはいかがですか。知事、何でも押し通す知事なわけですけれども、なぜ日赤に対してだけこんな及び腰なのか、私ちよつと理解できないですよ。知事の剛腕であれば絶対に公開できるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど部長が答弁したとおりでして、当然日本赤十字社に事前の開示できる内容について確認した上で、ここまで開示していいですよということを開示したということでありまます。これは情報公開条例に基づくものでございますので、御理解をいただくしか方法がないだろうと思ひます。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 先ほど答弁にありましたけれども、情報公開に先立って確認をしたということですが、必要なのは確認ではなくて要求ではないかと思うんですよね。かくかくしかじか議論においても、こういった議論を積み重ねており、県民に対しても、よほど不都合だから公開しないんだろうというような、疑心暗鬼生じかねないので、しっかりと透明性を高めて情報公開してくれと、確認するんじゃないかと要望していただきたいんですよね。この点なおお願いできませんか。知事、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 開示を求めている議員がいるので、開示をしていかがでしょうかと言うのと、開示をしたいからどうでしょうかと言うのと、恐らく相手の受け止めは同じだというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） いやあ、大分冷淡な姿勢だなと言わざるを得ないですね、もつと魂の説得してくださいよ本当に——県民のためなんだから、これ笑い事じゃなくて、透明性高めなきゃいかんですよ、二百億円も公費を投入するわけです。果たして県立病院主体でやるのが県民本位の政策医療にとってふさわしいのではないかという疑念も大きくあるわけですよね。まずその可能性残ってるんだから、しっかりとやっていただきたいと思います。終わります。